平成２４年（フ）第２２１号
静岡市清水区吉川1040番地　県営団地Ｃ―103
債務者　岩辺　健藏
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
島根県浜田市日脚町1388番地　2
債務者　大倉　一郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２２２号
岐阜市学園町１丁目73番地
債務者　服部あゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３４号
岐阜市加野７丁目22番７号
債務者　八木　健一
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３５号
岐阜市加野７丁目22番７号
債務者　八木　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
岐阜市加野７丁目22番７号
債務者　八木　峰雄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
長崎県諫早市泉町７―26　ハイツ山ノ上101号、前住所長崎県諫早市小長井町小川原浦1220番地３
債務者　安永　勝栄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市八家1303番地１、従前の住所兵庫県姫路市東駅前町24番地
債務者　宮内精肉店こと　宮内　雅尚
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６４号
広島市西区南観音２丁目８番27―1005号
債務者　野村五十鈴
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７９号
広島市安佐南区中須２丁目６番２―506号
債務者　辻　　孝
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール檍101号
債務者　山口　弘毅
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　直彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０９号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール檍101号
債務者　山口　睦子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　直彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５６号
和歌山市吉礼434番地の２　菖蒲が丘団地30棟121号
債務者　阪口　美次
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係